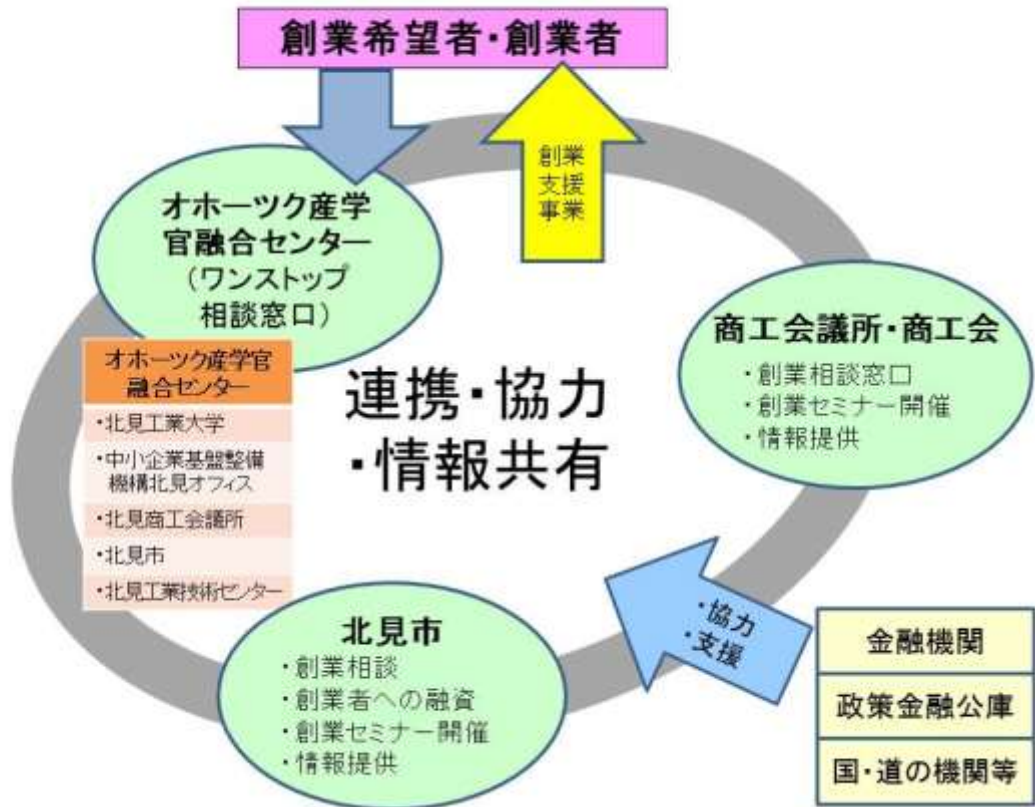


北見市創業支援事業計画の策定について

○計画の全体像（案）について



○策定スケジュールについて

項目	3月	4月	5月	6月		7月	8月	
				上旬	下旬		上旬	下旬
○計画案検討・協議		→						
○北見市中小企業 振興審議会		→						
○計画提出					素案 申請		正式 申請	認定

別表 1-1 (創業相談窓口)【既存】

市町村が実施する創業支援事業 (北見市)

創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">これまで、通常業務として創業に関する相談を受けており、例年、10名程度の相談を受けていた。平成28年度9月から、オホーツク産学官融合センター内にワンストップ創業相談窓口を設置し、市広報等で積極的に周知することにより年間20名の相談を受けることを目標とし、相談者のうち1割(2名程度)の創業の実現を目指す。支援対象者数 20名 創業者数 2名 (支援対象者数と創業者数については、別表2-1の目標値の内数である。)
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none">北見市商工観光部、北見商工会議所、北見工業大学、北見工業技術センター運営協会、中小企業基盤整備機構が共同で設置した当地域の経営におけるワンストップ機関であるオホーツク産学官融合センターが総合的な相談窓口となり、各創業支援事業者と連携し、様々な創業時の課題を解決する。また、オホーツク産学官融合センターは、創業希望者の相談内容に応じた支援を可能にするため、創業希望者が必要とする支援の内容を判断し、創業支援事業や中小企業診断士等の専門家を紹介する等、他の創業支援事業者と連携して支援を行うとともに、日本政策金融公庫北見支店及び市内民間金融機関と積極的に連携し資金面からの支援について充実を図る。北見市での相談窓口を継続し、創業希望者に対する初期相談対応を行うとともに、創業支援事業者との連絡調整を行う。北見市窓口では、国、道、市の支援施策を一覧にまとめるなど、創業希望者により分かりやすく紹介するほか、創業支援事業者を紹介する(情報についてはHPでも公開)。 <p>〈創業支援事業者との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none">創業支援事業者が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、守秘義務に十分配慮しながら、オホーツク産学官融合センターが情報を集約し、創業支援カルテを作成する。カルテには製造技術、販路、販売手法、資金調達、人材育成等、創業希望者がどのような支援を望んでいるか、どのようなノウハウが不足しているかなどをまとめるほか、創業希望者が必要とする関係機関を紹介するとともに、創業までハンズオンで支援できるように努める。 <p>〈特定創業支援事業について〉</p> <ul style="list-style-type: none">オホーツク産学官融合センターの相談事業のうち、1ヶ月以上にわたり、4回以上継続的にアドバイスを実施し、創業希望者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販

路開拓のノウハウを習得させる事業を特定創業支援事業とし、その後も事業の進捗状況を把握しフォローアップするなどハンズオンで支援を実施する。(別表2-1)

〈各事業の共通事項について〉

- ・ 本事業計画に係る進捗状況を北見市が把握する。
- ・ オホーツク産学官融合センターは創業希望者、創業者に対するアンケート調査等により、創業希望者のニーズを踏まえた体制の改善に努めることとする。
- ・ 特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業希望者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等により確認する。
- ・ 創業後においても、商工会議所、商工会等と連携してフォローアップを行うとともに、成功事例については、広報誌、ホームページ等への掲載などにより広くPRする。
- ・ 公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業希望者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援事業者にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・ オホーツク産学官融合センターを総合的な担当窓口とし、相談内容に応じて創業支援事業者や日本政策金融公庫北見支店、市内民間金融機関等の関係機関と連携協力を図る。
- ・ 北見市の相談窓口は商工観光部とし、創業支援事業者と連携協力・情報共有を図る。
- ・ 北見市、商工会議所、商工会では相談窓口において、初期相談対応を行うとともに、それらの情報についてオホーツク産学官融合センターへの引き継ぎを行う。
- ・ オホーツク産学官融合センターは、本事業の相談者氏名、住所、相談内容等を記載した創業支援カルテを作成するとともに、北見市及び創業支援事業者において情報を共有するよう努める。
また、相談対応後においては、創業状況や必要としている支援策等について確認を行う。
- ・ 創業支援事業者から1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得していると認められる者を特定支援事業を受けた者とし、創業支援カルテ等でその旨が確認できる者からの申請に基づき特定創業支援事業に係る証明書を市が発行する。

計画期間

平成28年9月1日～平成33年3月31日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口)【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	オホーツク産学官融合センター
(2) 住所	北見市柏陽町603-2北見工業大学社会連携推進センター内
(3) 代表者の氏名	センター長 池田嘉孝
(4) 連絡先	TEL 0157-57-5677 FAX 0157-57-5688
創業支援事業の目標	
<p>北見市、北見商工会議所、北見工業大学、北見工業技術センター運営協会、中小企業基盤整備機構が共同で設置した、当地域の経営におけるワンストップ窓口であるオホーツク産学官融合センターにおいては、通常業務として平成27年度で11名から創業に関する相談を受けており、そのうち概ね2割(2名)の創業がなされていた。平成28年9月から各創業支援事業者と連携し、オホーツク産学官融合センター内に北見市の創業に係る総合的なワンストップ相談窓口を設置することにより、創業希望者をハンズオンで支援し、特定創業支援事業の要件を満たす相談者60名に対して支援を実施することを目標とし、そのうち約3割(15名程度)の創業の実現を目指す。</p> <p>・ 支援対象者数 60名 創業者数 15名</p>	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容〈ワンストップ相談窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業希望者の発掘、創業意欲の醸成等を目的に、気軽に創業に関する相談ができるワンストップ創業相談窓口を設置する。 ・ 相談内容によっては、当地域の経営におけるワンストップ機関であるオホーツク産学官融合センターの産学官連携機能を生かし、北見商工会議所の経営指導員や専門家、日本政策金融公庫北見支店、市内民間金融機関等が連携して対応する。 ・ 創業希望者の情報については、守秘義務に十分配慮しながら、創業支援カルテを作成する。カルテは製造技術、販路、販売手法、資金調達、人材育成等、創業希望者がどのような支援を望んでいるか、どのようなノウハウが不足しているかなどをまとめるほか、適切な関係機関に誘導することにより、創業まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。 <p>〈特定創業支援事業について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事業のうち経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野において、1ヶ月以上にわたり、4回以上継続的に支援を受けた者を特定創業支援事業を受けた者とする。 <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オホーツク産学官融合センターに北見市の総合的なワンストップ創業相談窓口を設置 	

し、相談内容に応じて各創業支援事業者と連携協力のうへ対応する。

- 相談内容によっては中小企業診断士等の専門家と協力するほか、資金面でのサポートにあたっては日本政策金融公庫北見支店や市内民間金融機関と積極的に連携を図り、金融機関が持つ専門的なノウハウを活用する。
- 特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに北見市に提出する。なお、年度末及び概ね6ヶ月経過ごとに相談者に対し、電話・メール等にて創業状況を確認し把握するとともに、上記提出書類の追加資料として北見市に提出する。
- オホーツク産学官融合センター運営委員会（年2回）、担当者会議（月1回）において、上記書類及び創業支援カルテを守秘義務に十分配慮しながら付議することにより、各創業支援事業者との情報共有を図り、適切な関係機関が創業まで支援できるよう努める。
- 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成28年9月1日～平成33年3月31日

別表 2-2 (創業相談窓口)【既存・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①北見商工会議所 ②きたみ市商工会 ③留辺蘂商工会議所 (2) 住所 ①北見市北3条東1丁目 ②北見市端野町端野238番地5 ③北見市留辺蘂町仲町6番地 (3) 代表者の氏名 ①会頭 永田正記 ②会長 向井 聖一 ③会頭 加藤 建一 (4) 連絡先 ①TEL : 0157-23-4111 FAX : 0157-22-2282 担当者 : ②TEL : 0157-56-3000 FAX : 0157-56-2976 担当者 : ③TEL : 0157-42-2221 FAX : 0157-42-2600 担当者 :
創業支援事業の目標
(目標の根拠) ・ 北見商工会議所、きたみ商工会、留辺蘂商工会議所では、通常業務として平成27年度で約40名から創業に関する相談を受けており、そのうち概ね2～3割(10名)の創業がなされていた。平成28年9月から各創業支援事業者、日本政策金融公庫北見支店や市内民間金融機関と連携し創業希望者の情報を共有することで、特定創業支援事業の要件を満たす相談者60名に対して支援を実施することを目標とし、そのうち15名程度の創業の実現を目指す。 ・ 支援対象者数 : 60名 創業者数 : 15名
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 ・ 商工会議所、商工会に設置されている相談窓口において、関係機関と連携を図り支援対象者の情報を共有しながら、創業に必要な基礎知識の習得、創業事業計画づくりの支援、資金調達の方法、利用可能な制度紹介など、課題解決に向けた多様な支援を行うとともに、創業後のフォローアップを行う。 〈特定創業支援事業について〉 ・ 相談事業のうち経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野において、1ヶ月以上にわたり、4回以上継続的に支援を受けた者を特定創業支援事業を受けた者とする。

(2) 創業支援事業の実施方法

- 創業セミナーや経営セミナーの開催、関係機関との連携強化による情報共有によって支援対象者の掘り起こしを行う。
- 支援対象者からの相談を通じて、支援者個々の実態・問題点を把握し必要な支援策を判断し必要に応じて関係機関や専門家の紹介を行う。
- 創業相談における資金面でのサポートにあたっては、日本政策金融公庫北見支店や市内民間金融機関と積極的に連携を図り金融機関が持つ専門的なノウハウを活用する。
- 創業後においても、フォローアップとして巡回訪問や窓口相談を実施することで、支援対象者が抱える課題・悩みに対応するとともに、創業者・経営者同士の情報交換会を開催するなど仲間作りに向けた支援策を講じる。

計画期間

平成28年9月1日～平成33年3月31日